

〔判例報告〕 資力を有するが急迫の事情により職権で保護が開始され多額の医療扶助費を含む保護費が支給された者に対し、生活保護法63条に基づき支給額全額の返還を求めた決定が、裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用した違法があるとして取り消された事例

〔判例報告〕 資力を有するが急迫の事情により職権で保護が開始され多額の医療扶助費を含む保護費が支給された者に対し、生活保護法63条に基づき支給額全額の返還を求めた決定が、裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用した違法があるとして取り消された事例

(東京高判令和2年6月8日判タ1478号31頁)

報告者 黒田美亜紀

1 事案の概要

原告・控訴人 X1 (昭和13年生。D〔被保護者。昭和10年生。平成26年11月8日死亡〕の妻)
X1の成年後見人・法定代理人 A
原告・控訴人 X2 X3 (両名ともDの兄の子で、Dの相続人)
被告・被控訴人 Y1 (板橋区)
同 Y2 (板橋区長)
処 分 行 政 庁 G (板橋区志村保健福祉事務所長)

D (当時、77歳または78歳) は、平成25年9月11日、救急搬送され、熱中症と診断され、脱水症状があったうえ、会話が成り立たないことから、短期間入院することになった。東京都板橋区立おとしより保健福祉センター志村高齢者相談係 (以下、「おとセン」という。) 職員らが翌日Dらの自宅を訪問し、X1立会いの下で、保険証や通帳、現金等を探したが、発見できなかった (キャッシュカードは数日後に発見されたが、X1は、暗証番号を忘れていて、キャッシュカードを使用して現金を引き出すことは困難であった)。

平成25年9月17日、おとセン職員らは、Dらに対する今後の支援についてカンファレンスを行い、Dらは、手持ちの現金を持ち合わせておらず、預金通帳等も紛失しているなど自ら財産管理をすることができない状況にあったことなどから、成年後見の申立てを検討することが妥当との結論に至り、必要な手続きの準備を進めることにした。また、Dらの世帯は、自宅を所有し、Dにつき約250万円、X1につき約100万円の年金収入があり、生活保護基準額を上回る収入もあったものの、ただちに活用可能な資産がなく、必要な入院費用等の支払いもできない状態であったことから、生活保護の受給について、志村福祉事務所に相談することとし、同日、Dらについて、生活保護法25条による保護の開始を求めた。

Gは、平成25年10月11日、生活保護法25条に基づき、職権で同年9月17日からDに対する保護を開始することを決定した。その後、Gは、Dに対し、平成25年9月分から平成26年3月分として、586万4,070円の保護費 (うち医療扶助費489万7,724円) を支給した。

Y2は、平成26年2月3日、老人福祉法32条に基づき、Dに係る後見開始の申立てをすることとし、同月17日、東京家庭裁判所に対し、Dについて後見開始の申立てをした。同月21日、Dの後見開始の審判がされ、Aが成年後見人に選任され、同年3月11日、同審判は確定した。

Y2は、平成26年4月8日、老人福祉法32条に基づき、X1に係る後見開始の申立てをすることとし、同月15日、東京家庭裁判所に対し、X1について後見開始の申立てをした。同年5月23日、X1の後見開始の審判がされ、Aが成年後見人に選任され、同年6月9日、同審判は確定した。

Gは、平成26年4月16日、同月1日をもってDに対する保護を廃止することを決定した。また、Dらは、同日付けで後期高齢者医療の被保険者となった¹。

Gは、平成26年5月15日付けで、生活保護法63条に基づき、支給した保護費について医療扶助費も含めて全額の返還を求める決定（本件返還決定）をした。

これに対し、Dは、平成26年7月7日付けで、本件返還決定につき、東京都知事に対し審査請求をしたが、Dが同年11月8日に死亡したため、X1らが審査請求人の地位を承継したところ、東京都知事は、平成27年9月11日、審査請求を棄却する旨の裁決をした。X1らは、平成27年10月16日付けで、上記裁決を不服として、厚生労働大臣に対し再審査請求をしたが、厚生労働大臣は、平成28年5月31日、同審査請求を棄却する旨の裁決をした。

そこで、Dの相続人であるX1らが、保護を受けたDは後期高齢者医療や国民健康保険の被保険者から除外された結果、その間に支出した医療扶助費が全額自己負担となること、保護を受けないで被保険者として医療を受けた場合の自己負担分等の限度でしか出費を免れておらず利得を得ていないのに、その利得を超えて支給した費用の全額の返還を求めた本件返還決定には、裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用した違法があるなどとして、平成28年11月18日、本件取消訴訟を提起した。

X1らの主張

- 生活保護法63条は、資力があるにもかかわらず現実化していないためにやむを得ず保護を利用した場合に、資力を有する期間の保護費につき、資力が現実化したときにその範囲内で保護費を返還させる規定で、不当利得返還義務に類した要素を有している。また、同条に基づく返還額の決定に当たっては、憲法25条の理念に基づく自立助長の観点から、返還額の全部または一部を免除することができる²とされている。

生活保護法63条の上記趣旨に鑑みれば、保護の実施機関が返還額の決定について有する裁量は、まったくの自由裁量ではなく、保護の実施機関は、返還額の決定に当たり、自立更生のためやむを得ない用途に充てられた金品および充てられる予定の金品の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるか否か、全額返還が被保護者世帯の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきである。

そして、生活保護法63条に基づく返還決定は、保護の実施機関の裁量権の行使としてされたことを前提としたうえで、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くかまたは社会通念に照らし妥当性を欠くと認められる場合に限り、裁量権の範囲の逸脱またはその濫用として違法となること、次のとおり、本件返還決

〔判例報告〕 資力を有するが急迫の事情により職権で保護が開始され多額の医療扶助費を含む保護費が支給された者に対し、生活保護法63条に基づき支給額全額の返還を求めた決定が、裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用した違法があるとして取り消された事例

定は処分行政庁の裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用するものであり、違法である。

- 生活保護法63条の費用償還請求権は、不当利得返還請求権の実質を有する。Gらは、生活保護を利用せずに医療機関において診療を受けた場合には後期高齢者医療における自己負担分しか負担しないから、その限度で自己の出費を免れ、利得を受けたにとどまり、自己負担分を超える部分については利得を受けていない。それにもかかわらず、本件返還決定により、Gらに係る医療費全額の費用返還請求をすることは、Gらが利得を受けていないものについて返還を求めるものであり、違法である。
- 老人福祉法は、高齢者が健全で安らかな生活を保障されることを基本理念としている（同法2条）。そして、同法4条は、地方公共団体に対して同法2条に規定する基本的理念が具現されるよう配慮する義務を課している。同法32条に定める審判請求権限は、その福祉を図るため特に必要のある場合には、この配慮義務に基づいて行使されなければならない。
- Dらの後見の開始が遅滞しており、Y1の対応は、国または公共団体による法律の誠実な執行義務に違反するものであり、その責めをDに負担させようとする本件返還決定は、裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用するものとして違法である。
- Dについて後見相当とする診断書の取得が平成26年1月28日となり、遅きに失することとなった。
 - － DおよびX1について、適切な診断書の取得の遅れが後見開始の遅延の大きな要因になったものといえる。
 - ・ Dについては、平成25年9月17日に成年後見の申立てをする方針とされたにもかかわらず、Y1の職員らはただちに診断書を請求していない。
 - ・ 原告Aについても、平成25年9月17日、成年後見申立てをする方針とされたにもかかわらず、同年10月24日ようやく診断書作成のための検診命令書が発行されており、診断書作成の依頼が遅すぎる。

Y1らの主張

- 生活保護法が生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に掲げていることから、同法63条の返還すべき額を定めるに当たっても、専ら保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をすべきものであって、返還額の減額ができるのは平成24年課長通知²の定める場合に限られるべきであり、後期高齢者医療などの各種保険制度が適用される場合との均衡は被保護者世帯の自立助長の観点とは無関係であることから、減額事由として考慮される余地はない。
- 本件返還決定により不均衡が生じたとしても、それは被保護者を被保険者から除外し、自己負担額等との調整規定が置かれていないことから導かれるもので、法律上当然に想定され、許容される事態である。

2 第1審判決（東京地判令和元年7月1日判タ1478号38頁）

請求棄却。

「生活保護法63条に基づく費用の返還については、原則として、本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合は、一定の額を返還額から控除することができるものと解され、これと同旨の平成24年課長通知は正当というべきであり、その返還額の決定は、同法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、または判断の基礎となる事実を欠くこと等により、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用したものと認められる場合に限り、違法となるものというべきである」。

「Dらは、……合計年額約350万円の年金収入を有していたほか、……合計2,500万円余りの預金等を有しており、Dに支給した保護費全額を返還対象としたとしても、Dら世帯の自立を著しく阻害するものとは認められず、Dに支給した保護費全額の返還を求めた本件返還決定は、裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用してされたものとは認められない。」

X1らの生活保護法63条の費用償還請求権は不当利得返還請求権の実質を有するものであるところ、Gらが医療機関において診療を受けたことで得た利得は後期高齢者医療における自己負担分の限度に限られ、本件返還決定は、Gに対し利得を受けていないものを返還させるものとして違法である旨の主張については、「生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、後期高齢者医療の被保険者にも、国民健康保険の被保険者にもなれないものとされている（……）。したがって、Gらは、生活保護法25条に基づき開始された保護を受けていた期間において、後期高齢者医療の被保険者にも、国民健康保険の被保険者にもなり得ず、医療保険を利用することはできなかつたのであるから、仮に同法63条の費用償還義務が被保護者の利得の範囲内に限定されるとしても、Gには、同人らが受けた医療に関し、後期高齢者医療における自己負担分についてのみ利得があるとはいえず、現実に医療扶助を受けた医療費10割相当分について利得があるというべきであ」り、理由がないとした。

また、X1らのY2によるGらの後見開始の申立ての遅滞の結果、Gらの後見の開始が遅滞したのであり、その責めをGに負担させようとする本件返還決定は、裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用するものである旨の主張については、「特別区の区長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、後見開始の審判等の請求をすることができる」とされている。これは、私法上の法律関係を規律する成年後見制度は、本人や親族による申立てにより開始されるのが原則であるが、成年後見制度の利用が必要である高齢者のうち本人や親族による申立てが期待できない状況にある者について、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービスを提供する過程において、その実情を把握し得る立場にある特別区の区長に対し、上記審判等の請求権を付与することにしたものと解される。したがって、特別区の区長は、後見開始の審判等の請求権が付与された目的を達成するため、成年後見制度の利用が必要な高齢者の存在を把握した場合においては、速やかに、老人福祉法32条等による審判の請求が必要かどうか調査し、必要に応じ審判の請求をすべきであり、これらを不当に遅滞したときは、区長に与えられた権限を誠実に行使しなかつたものとして、その責務に反するものとなる」とした。ただし、Gの後見開始までの手続きが全体として不当に遅滞したものであることはできず、X1の後見開始の申立ての手続も不当に遅滞したともいえないとして、不当に手続きを

〔判例報告〕 資力を有するが急迫の事情により職権で保護が開始され多額の医療扶助費を含む保護費が支給された者に対し、生活保護法63条に基づき支給額全額の返還を求めた決定が、裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用した違法があるとして取り消された事例

遅滞したものと認めなかった。

3 本判決（東京高判令和2年6月8日判タ1478号31頁。確定）

原判決を取り消し、Gが行った本件返還決定を取り消す。

「生活保護法63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産、収入の状況、地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものというべきであるから、その決定については、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である。」

「平成24年課長通知は、生活保護法63条に基づく費用の返還については、原則として、本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還対象とし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合は、一定の額を返還額から控除することができるものとしており、……こうした取扱いに合理性があるのは、公費を原資とする保護費による利得を被保護者にそのまま保持させることが補足性を要件とする同法の趣旨目的に反し、また、保護費の全額を返還させたとしても、同法による措置の過程を通じてみれば、保護の決定を経て、一旦支給を受けた保護費の分だけ後に返還を求められるだけのことであり、通常であれば、被保護者に格別の不利益が生じることは想起できないからであると考えられる。」

「これに対して、多額の医療扶助を含む保護費が支給されており、しかも、保護の決定自体が職権で行われている本件返還決定のような場合にあっては、保護費の全額の返還を求めることにより、被保護者に予想外の不利益を与え、衡平に反する措置となっていないか、生活保護法の趣旨目的に反する結果となっていないかなどの点について慎重な検討を要する。」「Dのように資力を有しながら当面その活用ができず、急迫の事情があるとして保護を開始された者¹にあっては、本件返還決定のように全額の返還が求められた場合、後期高齢者医療の被保険者となった後も、事後的にその填補を受けるなどの法律上の手当てがなく、他にその負担を求償・転嫁する手段も存在しないため、被保護者がその全額を最終的に負担する結果となって、その不利益は著しいものとなり得る。すなわち、被保険者であったならばその負担は月額4万4000円で合計46万2760円にとどまり、本件返還決定の対象とされた7か月の医療扶助の額489万7724円をこれと対比するとその負担の過大さは顕著であるということが出来る。」

「保護の実施機関にあっては、実務上、……資力があるにもかかわらず保護を受けようとする者に対して、生活保護法63条の取扱いを十分に説明して理解を得ることを求めている。こうした取扱いは、上記でみた不利益の重大性に鑑み、保護を受けようとする者が不測の不利益を被ることのないよう配慮した趣旨によるものと解される。」「資力を有している者に対する保護を開始することは、給付された保護費の全額の返還を要するとすることが生活保護法の補足性の原則の理論的帰結であり、医療扶助の給付が予定されている場合には、医療扶助が保険制度に馴染まず、医療について国民皆保険が実現されていることを踏まえると、実質的には不利益を課す処分となり得るものであり、その不利益の程度も顕著なものとなる事態もまま起こり得るということがで

きる。そして、行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていること（行政手続法13条参照）に鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提というべきである。」「ところが、本件において、担当ケースワーカーは、Dに対して保護を開始するに当たり生活保護法63条の返還義務について説明はしているものの、Dは認知症が進行しており早期の成年後見申立てを要する状況にあったというのであるから、保護の開始に伴い、将来予定される返還決定によって生じる不利益の内容について説明を尽くすのは、そもそも不可能又は困難な状況にあり、この点についてDの理解が得られていたとは認め難い。結局、Dにあっては、同人の意思とは関係なく、後期高齢者医療等の適用除外となって多額の医療費が発生しており、仮に減額がないまま医療扶助全額の返還を命じられるとすれば、保護が開始されなかった場合と比較して、何らの予告もなく著しい不利益を課されることになり、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事態が生じるものというべきであるから、こうした事情は同条の返還する額を定める上で当然に考慮されるべきものと解するのが相当である。』

「社会保障制度が複雑に並立している中で、同条で費用返還をするに当たっても、各制度との関係に意を払い、制度間の間隙によって国民に不当な不利益を負わせないように配慮すべきは当然であり、同条により返還すべき額を定めるに当たっても、上記のように健康保険制度等との格差等の事情も十分に検討すべきである。』

「本件返還決定は、保護決定に際して、給付される医療扶助について将来その全額の返還を求められ、著しい経済的不利益を被ることになるのに、Dに対してこの点についての説明がされておらず、少なくともその理解を得ないままに職権で保護の決定が行われ、後期高齢者医療の被保険者からも除外されたものである。生活保護法の運用に当たっても我が国の社会保障制度全体の中でその運用を考えるべきであり、後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。なお、Dが支払っていなかった後期高齢者医療の保険料についてもDが本来自己負担分として負担すべき金額として、返還する費用額算定に当たっては考慮すべきであると解される。』

4 若干の検討³

(1)先例

急迫保護の開始により健康保険制度の被保険者から除外された者に対し、給付された医療扶助費全額を返還対象とする返還額決定がされた場合に、その適否が争われた初めての判決である。

(2)生活保護法63条による医療費10割返還について

前提として、厚生労働省の見解⁴によると、生活保護制度は、生活保護法4条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としているが、急迫の場合や資力はあるもののただちに活用できない事情がある場合は適

〔判例報告〕 資力を有するが急迫の事情により職権で保護が開始され多額の医療扶助費を含む保護費が支給された者に対し、生活保護法63条に基づき支給額全額の返還を求めた決定が、裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用した違法があるとして取り消された事例

用され得るものである。ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第63条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることとしている。

最新の生活保護手帳別冊⁵によると、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきである。」とされている。

この返還請求については、本来は必要ではない保護金品を支給したのだから、資力が活用できるようになれば、保護を廃止し、被保護者に対して資力を限度として保護金品全額の返還を求めるといふもので、不当利得返還請求の性格を有する（医療扶助は現物給付なので、保護が廃止されて、福祉事務所、保護の実施機関である医療機関、被保護者の三者間で法律関係が複雑化する事態を避けるために生活保護法63条がある）。

本件では、被保護者が生活保護を受けずに国民健康保険に加入していたとしたら負担したであろう自己負担分や保険料を除いて、区に損失が存在しないのではないか。したがって、返還の対象とならないように思われる。

(3)生活保護法63条による医療費10割返還と健康保険制度との関係について

資力を有している者に対して保護を開始することは、実質的には不利益を課す処分となり得るものである。

なぜなら、被保護者は63条返還により医療費を10割負担することとなるからである。例えば、国民健康保険（国民健康保険法42条1項）に加入している場合の自己負担についてみると、①6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合に3割、②70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に原則2割、③これ以外に、高額療養費については自己負担限度額あり、となっている。したがって、同じ医療を受けた場合であっても、全額返還が原則とされる63条返還を求められた場合には、被保険者であるケースと比べて自己負担額は大きく異なってしまう。

超高齢社会を迎え認知症高齢者や身寄りのない高齢者が増加しているが、また今後も増加が予測されているが、認知症高齢者などで身寄りがなく、自身で預貯金を引き出せる状態ではなくなっているような場合に、緊急性があるとして保護が開始されると、後日原則として10割の返還を求められることとなる運用には改善の必要があると考える。ここで、被保護者が国民健康保険の適用除外とされているのは、国民健康保険財政が厳しい状況にある地方財政への配慮からであり、性質上除外されているわけではない⁶。事実、昭和38年の国民健康保険法改正（この際に、国民健康保険の自己負担割合が5割から3割に変更された）までは、被保護者は生活保護を利用しながら国民健康保険を利用できていた。

こうした状況では、公平の観点からしても、国民健康保険の自己負担分・保険料のほかは被保護者に利得が存在しないように思われる。

(4)事前の説明と理解の必要性について

実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合には、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提といふべきとされ、行政の側に説明義務があるとされている。

この点は、被保護者の認知症が進行し、後見開始の申立てを要する状況にある場合も同様（やむを得ない事情により保護を必要とする場合にも、本人に生活保護法63条の取扱いを十分に説明し事前に理解を得ておくことが適当）である。もっとも、その場合に、被保護者自身は、保護を開始した場合の医療費10割返還について説明されても、理解・判断が難しい状況にあるのが通常である。

判決の中でも指摘されているように、認知症が進行して早期の成年後見申立てを要する状況にあるDに対し、将来予定される返還決定によって生じる不利益の内容について説明を尽くすのは、そもそも不可能または困難な状況であり、この点についてDの理解が得られていたとは認められない。

(5)返還額決定における考慮要素について

仮に減額がないまま医療扶助全額の返還を命じられるとすれば、保護が開始されなかった場合と比較して、なんらの予告もなく著しい不利益を課されることになり、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事態が生じるものといふべきであるから、こうした事情は生活保護法63条の返還額を定めるうえで当然に考慮されるべきものと解するのが相当とされている。

この点に関連して、生活保護法63条には考慮すべき事情が明示、限定されているわけではなく、社会保障制度が複雑に並立しているなかで、同条で費用返還をするに当たっても、各制度との関係に意を払い、制度間の間隙によって国民に不当な不利益を負わせないように配慮すべきは当然であり、自立助長の観点以外の事情を考慮することが認められて然るべきである。

(6)後見の首長申立てを遅滞したか否かについて

原審は、特別区の区長は、成年後見制度の利用が必要な高齢者の存在を把握した場合においては、速やかに、老人福祉法32条等による審判の請求が必要かどうか調査し、必要に応じ審判の請求をすべきであり、これらを不当に遅滞したときは、区長に与えられた権限を誠実に行使しなかったものとして、その責務に反するものとなるとした。控訴審では、この点についての判断は示されなかった。

本件では、区職員がDについて後見制度利用開始の申立てを検討しはじめてから実際に申し立てるまで5か月を要している。もっとも、当初取得できたのが、長谷川式認知症スケールの点数が4点で、保佐相当との診断書（平成25年10月25日に受領）であったため、新たな診断書の依頼・作成に時間を要し、後見相当の診断書を得られたのが平成26年1月28日であったことなどを考え合わせると、手続きを不当に遅滞したとまでは言えないのではないかと考えられる。

〔判例報告〕 資力を有するが急迫の事情により職権で保護が開始され多額の医療扶助費を含む保護費が支給された者に対し、生活保護法63条に基づき支給額全額の返還を求めた決定が、裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用した違法があるとして取り消された事例

- 1 生活保護受給者は、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の被保険者とならない（適用除外）。
- 2 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）。
この通知では、返還対象額について、
「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。
ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とする。
- 3 この判決に関する評釈として、山川幸生「生活保護法63条による「医療費10割返還」を違法とした東京高裁令和2年6月8日判決（本号38頁）について」賃社1765号4頁以下（2020年）、高木佳世子「職権で生活保護が開始された成年後見申立予定の認知症高齢者が後見開始後に受けた、医療扶助全額を含む保護費返還額決定について裁量権の逸脱濫用とした事例」賃社1765号11頁以下（2020年）、山川幸生「生活保護法63条による「医療費10割返還」を違法とした東京高等裁判所判決」実践成年後見90号62頁以下（2021年）がある。
- 4 前掲注(2) 平成24年課長通知。
- 5 『生活保護手帳 別冊問答集 2020年度版』（中央法規）420頁。
- 6 森川清『改正生活保護法』（あけび出版、2014年）126頁参照。